

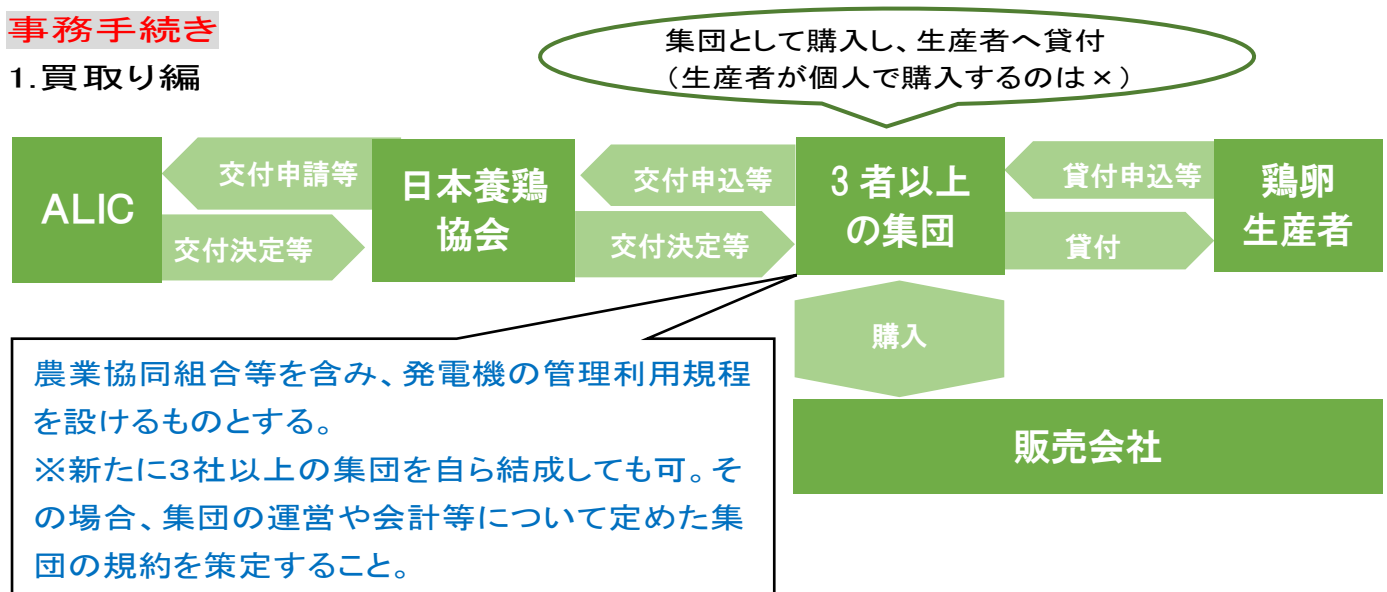
災害時等非常用電源導入支援のご案内

独立行政法人農畜産業振興機構(alic)が、災害等による停電に備え、非常用電源を地域で計画的に導入する取組を令和2年度も引き続き支援。

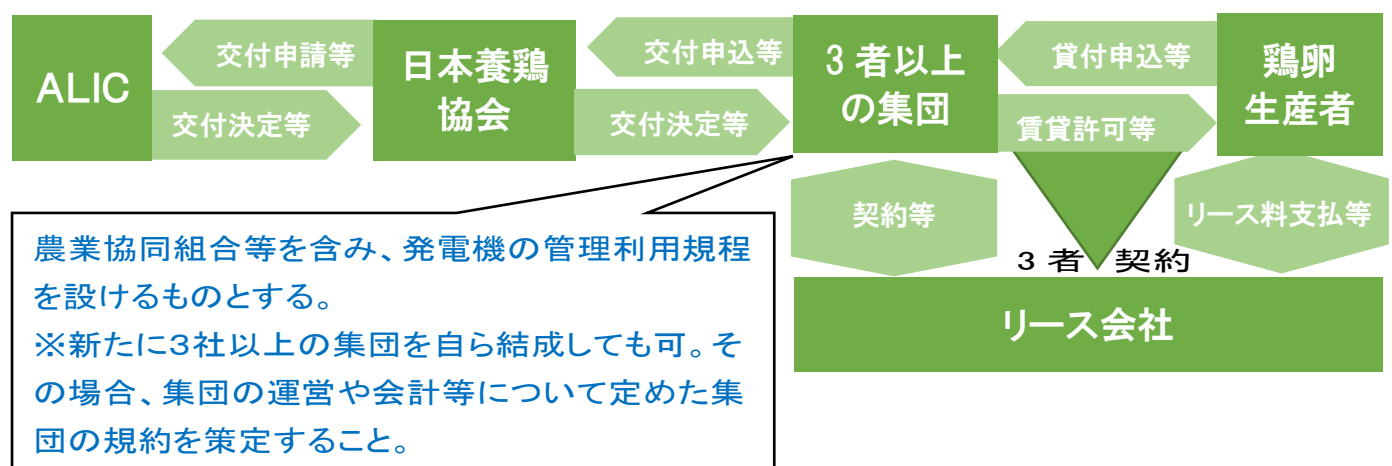
- ・発電機の買取り: 本体価格の 50%以内を補助
- ・発電機のリース: リース料の軽減(発電機本体価格の 50%相当以内)

事務手続き

1. 買取り編



2. リース編 リース会社の審査が通ることが前提!!



〔留意事項〕

- ◆本事業で導入する非常用発電機は、天災害等による停電時に鶏舎等の電力を確保するものに限ります。(GP センターは対象外。)
- ◆中古の非常用発電機を導入する場合は、製造日から2年以内のもののみが事業の対象となります。
- ◆複数の農家で1つの非常用発電機を導入する場合も、事業の対象とします。
(但し、リース会社が了承した場合に限る。)
- ◆メンテナンス料込みのリースも可とし、再リースも可、所有権移転リースも可。
- ◆本事業を活用して非常用発電機を導入する場合、7年間は処分(契約解除、譲渡、交換、貸付け等)に制限がありますので、ご注意ください。
- ◆令和3年3月までに整備が完了する場合のみ、本事業の対象となります。
- ◆発電機の見積もりは、必ず 3 社相見積もりでお願い致します。
- ◆非常用発電機の設置工事及び運搬にかかる費用は、各養鶏経営体のご負担でお願い致します。
- ◆買取りの場合、支払い条件によっては一時的に補助金分も立替のうえお支払い頂く可能性があります。資金のご用意にはくれぐれもご留意願います。
- ◆「いざ停電」の際「故障で動かない」ことの無いよう、日頃のメンテナンスを必ず行ってください。例えば、動産総合保険への加入や、メンテナンス契約なども考えられます。
- ◆3 者以上の生産者集団の要件については、＜実施要領第3の1＞をご覧ください。

【生産者集団等】

生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合

- ◆生産者集団等の構成員の方には、日本養鶏協会に対する生産者集団の債務に関し連帯保証をお願い致します。
- ◆事業の詳細については、家きん経営災害緊急支援対策事業実施要領等をご覧ください。

〔規程・様式等〕

- ◆日本養鶏協会の HP に、各種規程、申請様式等を掲載しておりますので、ご活用願います。

お問い合わせ先： 一社)日本養鶏協会 業務第一部 TEL 03-3297-5515

<https://www.jpa.or.jp/>